

図解

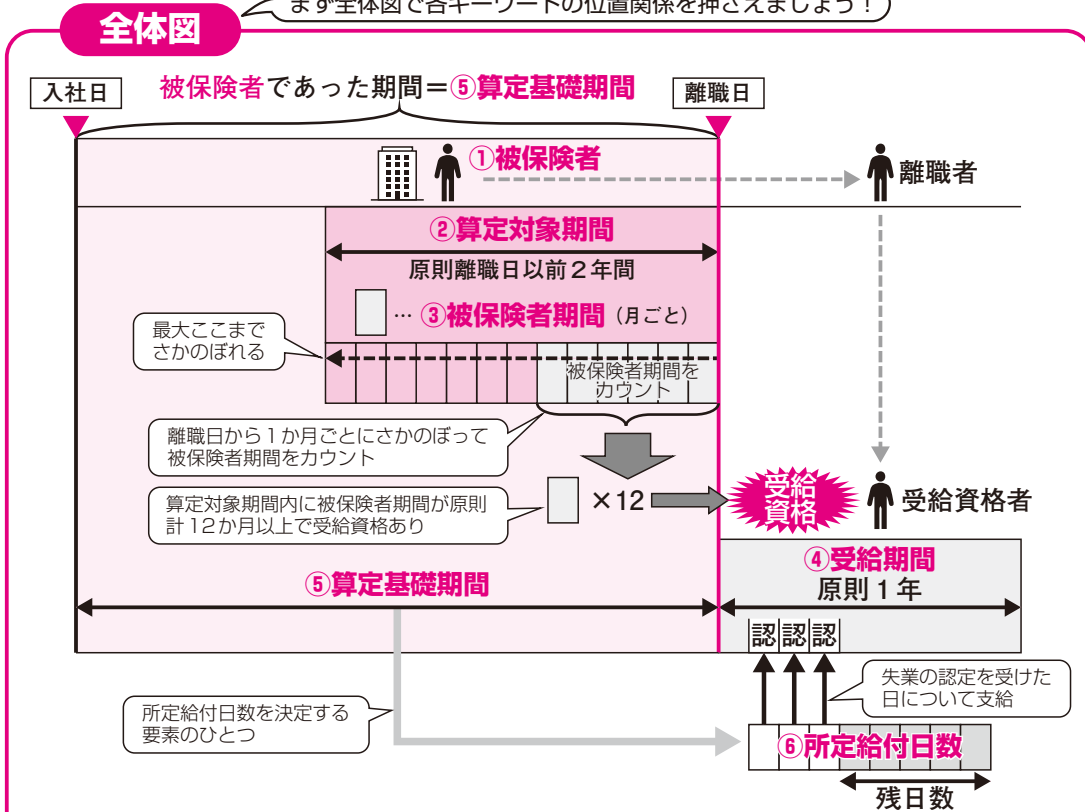
雇用保険 キーワード



社会保険労務士
加藤光大

雇用保険法の重要テーマである「基本手当の受給」関連のキーワードを図解でチェック！ 似た名称が多いので、最初に全体図で各キーワードを頭の中で整理してから、細かい規定をしっかりと覚えていきましょう！

まず全体図で各キーワードの位置関係を押さえましょう！



①被保険者

在職中を示す

②算定対象期間

受給資格の判断→この期間内の「被保険者期間」が算定の対象

③被保険者期間

被保険者であった期間のうち賃金支払日が一定数以上あった1か月

④受給期間

基本手当を受給できる期間（原則1年）

⑤算定基礎期間

所定給付日数の算定の基礎となる期間

⑥所定給付日数

基本手当が支給される日数

1 被保険者

被保険者は、在職中の者（従業員）であって、雇用保険法においては、次のように定義されています。

条文（法4条）

この法律において「被保険者」とは、**適用事業に雇用される労働者**であって、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

「第6条」とは「適用除外」の規定のことなので、「被保険者」とは、**適用事業に雇用される労働者**であって、**適用除外に該当しない者**をいいます。

- ☑ 適用事業に雇用される労働者は、「適用除外」事由に該当する者を除き、その者の意思のいかんにかかわらず、被保険者になります。
- ☑ 「労働者」とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者、及び事業主に雇用されることによって生活しようとする者であって現在その意に反して就業することができないものをいいます（行政手引20004）。
- ☑ 雇用保険法は適用事業に**雇用される労働者**を被保険者としているため、雇用される労働者に該当しない場合には、被保険者となりません（行政手引20351）。
 - ➔ 株式会社の取締役は、原則として、被保険者となりません。取締役であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であって、**雇用関係があると認められるものに限り被保険者となります**。
- ☑ 労働者が長期欠勤している場合であっても、**雇用関係が存続する限り賃金の支払を受けていると否とを問わず被保険者となります**。
 - ➔ この期間は、基本手当の所定給付日数等を決定するための基礎となる算定基礎期間に算入されます（行政手引20352）。
- ☑ 被保険者は、**一般被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者**及び**日雇労働被保険者**に類別され、これらのうち「一般被保険者とは、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者をいいます（行政手引20302）。

適用除外（法6条、行政手引20303）

次の①から⑥のいずれかに該当する者については、雇用保険法は、**適用されません**。

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間未満**である者
 - ➔ 「高年齢被保険者の特例」の規定による申出をして**高年齢被保険者**となる者及び**日雇労働被保険者**に該当することとなる者は、被保険者となります。
 - ☑ 所定労働時間が1か月の単位で定められている場合には、当該時間を**12分の52**で除して得た時間を1週間の所定労働時間とします。
 - ☑ 雇用契約書等により1週間の所定労働時間が定まっていなかった場合やシフト制などにより直前にならないと勤務時間が判明しない場合については、勤務実績に基づき平均の所定労働時間を算定します。